

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	佐賀県立学校授業料等徴収条例	法令番号	昭和23年佐賀県条例第17号
手続名	諸証明の発行の停止	根拠条項	第2条の3第2項
処分基準	<p>授業料又は聴講料の滞納が1月以上に及んだときは、諸証明の発行を停止することができる。</p>		
	<p>1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与</p>	<p>処理 機関 各県立高等学校</p>	<p>交付 機関 各県立高等学校</p>
対応区分			<p>目次 No. 7</p>